

埼玉県 LINE 公式アカウント多言語化に係る友だち追加推進業務 企画提案競技実施要領

1 目的

埼玉県 LINE 公式アカウント「埼玉県庁」（以下、「県公式 LINE」という。）の多言語版を県内の外国人住民等に対して広く周知するとともに、県公式 LINE（多言語版）に友だち追加を推進するためのプロモーションやキャンペーン事業等を実施する。

については、本事業の委託先を決定するための企画提案競技を実施する。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

埼玉県 LINE 公式アカウント多言語化に係る友だち追加推進業務委託

(2) 委託業務内容

別添「埼玉県 LINE 公式アカウント多言語化に係る友だち追加推進業務提案仕様書」のとおり
※提案仕様書は本業務で予定している最低限の業務を示したものである。目標友だち数の達成
に向け戦略的で効果的なプロモーションとなるよう、応募者が有する知見やノウハウ等を活用
した提案を積極的に行うこと。

(3) 委託業務期間

契約締結日（令和 8 年 1 月上旬予定）から令和 8 年 3 月 23 日（予定）

(4) 委託上限額（消費税及び地方消費税を含む）

委託料 4,800,000 円

※この金額は契約金額の限度額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束す
るものではない。

3 参加資格の要件

次に掲げる事項を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入
札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 4 月
1 日施行）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 本要領の公開日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平
成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11
年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づ
く破産手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべ
き税金を滞納している者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に
掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益と
なる活動を行っていないこと。

- (8) 仕様書の内容及び本事業の趣旨や意義を十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること。
- (9) 本事業の仕様書で定める業務について、十分な事業遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び埼玉県の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 過去5年度間に、国や地方公共団体から、広報、プロモーション等の業務を受託し、履行した実績があること。
- (11) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (12) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している者であること。
- (13) 埼玉県の競争入札参加資格者名簿に、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」で登載されている者であること。

4 スケジュール（予定）

公告掲載及び質問の受付開始	令和7年11月17日（月）
質問受付期限	令和7年11月21日（金）17時まで
質問回答期限	令和7年11月26日（水）
参加申込書等提出期限	令和7年11月28日（金）17時まで
企画提案書等提出期限	令和7年12月2日（火）15時まで
一次審査結果通知	令和7年12月12日（金）まで
プレゼンテーション審査	令和7年12月下旬
審査結果通知	令和7年12月下旬

5 質問事項の受付・回答

(1) 質問方法

質問書（様式7）を下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

(2) 電子メールアドレス

a2705-03@pref.saitama.lg.jp

(3) 電子メールの件名

「県公式LINE多言語化に係る友だち追加推進業務」質問書（法人名）

(4) 質問受付期間

令和7年11月17日（月）から11月21日（金）17時まで

※ メール送付の旨、担当あて電話連絡をすること

(5) 質問への回答

質問者を伏せた上で、令和7年11月26日（水）までに、すべての質問者に回答する。

なお、メール以外による質問には応じない。

6 参加申請書の提出

本企画提案競技に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づき参加申請書を提出する。

(1) 提出期間

令和7年11月17日（月）から11月28日（金）17時まで（必着）

(2) 提出書類

企画提案競技参加申請書（様式1）

(3) 提出方法

下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

・電子メールアドレス：a2705-03@pref.saitama.lg.jp

・件名：「県公式LINE多言語化に係る友だち追加推進業務」参加申請書（法人名）

※ メール送付の旨、担当あて電話連絡をすること

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和7年11月17日（月）から12月2日（火）15時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式2）

イ 企画提案書（A4判・横向き・横書きとし、様式は任意とする。）

仕様書に記載した事項を踏まえ、次の項目について提案を行うこと。

なお、提案では、「①仕様書の内容を具現化したもの」、「②仕様書に独自で上乗せするもの」、「③仕様書と異なる提案を行うもの」の別が明確に判別できるようにすること。

(ア) 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び重要と考えるポイントを記載すること。

(イ) 業務概要

仕様書に記載の項目について、実施方法を具体的に提案すること。なお、項目にない新たな取組の提案も積極的に行うこと。

(ウ) 業務運営体制

本業務を実施する際の管理・実施体制、運営管理責任者の役割、県との連絡体制等を記載すること。なお、再委託を予定している場合、その予定事業者についても運営体制を記載すること。

(エ) 業務実施体制調書（様式3）

「7（2）イ（ウ）業務運営体制」に掲げる内容と整合性をとること。

(オ) 類似業務実績調書（様式4）

3（10）に掲げる事業実績を記載すること

ウ 委託料の見積書（様式任意）

- ・「2（4）委託上限額」に掲げる金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の範囲内で作成すること。
- ・見積書は、総額だけでなく、項目ごとの内訳及び単価等が分かるように計上すること。
- ・提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。
- ・見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を消費税及び地方消費税として加算して記載すること。
- ・受託者が再委託する場合は、再委託先、再委託内容、金額（総額及び積算）を明記すること。
なお、再委託先の金額が受託者の金額を上回らないこと。

- ・宛名は、「埼玉県知事 大野元裕」とすること。会社印、代表者印は不要。

エ 法人等概要書（様式 5）

法人・団体等の概要が分かるもの（会社定款、設立趣旨、事業内容のパンフレット等）を添付すること。

オ 決算関係書類

過去 1 年分の貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類

カ 参加資格の要件を満たす旨の誓約書（様式 6）

提案者は県の要請があった場合、「3 参加資格の要件」に該当することを証明する資料（契約書の写し、証明書等）を追加提出すること。

（3） 提出方法

企画提案書一式を P D F データ化の上、下記電子メールアドレスに電子メールで送信すること。

- ・電子メールアドレス : a2705-03@pref.saitama.lg.jp
- ・件名 : 「県公式 LINE 多言語化に係る友だち追加推進業務」企画提案書（法人名）
- ・データ提出にあたり、埼玉県のファイル便を使用する場合は事前に引き取り便の送付を受けること。

※ データ送付の旨、担当あて電話連絡をすること

8 委託候補者の決定方法

委託先の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、埼玉県 LINE 公式アカウント多言語化に係る友だち追加推進業務委託先候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）においてプレゼンテーションを行い、審査委員会が企画提案内容や業務遂行能力等を総合的に審査し、当該審査の結果、評価が最も高かった提案者を委託候補者として選定する。ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を委託先候補者として選定する。なお、企画提案書等を提出した者が 1 者のときも、プレゼンテーション及び審査を行い、本事業の委託先として適当であると認めた場合に委託候補者として選定する。また、応募者多数の場合は、提出された企画提案書等に基づき事前に書類審査を行い、プレゼンテーションを行う者を 3 者程度に選定することがある。

9 審査委員会の開催

（1） 日程等

令和 7 年 12 月下旬にオンライン（Teams）で開催予定。

詳細な時間等については、企画提案書等を提出した者に対し、応募者多数の場合の書類審査の結果を含め、電子メールで通知する。

（2） 内容

ア 企画提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答

イ 企画提案書等に記載した内容と異なる新たな提案は行わないこと。

ウ 1 者当たり 20 分以内でプレゼンテーションを行い、その後、質疑を 20 分程度行うこととする。

エ 出席者は 1 者につき 3 名以内とし、本業務を直接担当する者を必ず出席させること。

オ 選定結果は電子メールで通知する。

（3） 留意事項

- ア プレゼンテーションは、パワーポイントを使用すること。
- イ 提出書類に虚偽の記載や不備がある場合は、審査対象とならず失格とする。
- ウ 企画提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできない。

10 契約の相手方の決定方法

業務委託契約に当たっては、業務内容に関する細目事項等について、委託先候補者と県の間で協議し、提案内容に応じて仕様書を変更するなどした上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、委託先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約を締結する。

ただし、特別な理由により委託先候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

契約書は埼玉県財務規則等関係法令に基づき作成し、双方協議の上、締結する。

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称等の情報公開を行う。

11 留意事項

(1) 提案の失格、無効

- 次のいずれかに該当する申込みは無効とする。
 - ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
 - イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
 - ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
 - エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
 - オ 提出書類に不足があるもの。
 - カ 企画提案協議参加希望書等に代表者の記名がないもの。
 - キ 予定価格を超える金額で見積書を提出したもの。
 - ク 見積金額を訂正したもの。
 - ケ 誤字、脱字等により意思表明が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止又は取消し

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。
- ウ 提出書類は原則として押印不要とする。ただし、提出後、担当者に連絡する等により提出書類の真正性の確認を行うことがある。
- エ 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。
- オ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。
- カ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

- キ 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。
- ク 本業務の契約は、立会人型電子契約の電子契約による締結を予定している。電子契約を行う場合は、契約書は紙ではなく電子データで作成し、押印に代わる電子署名とタイムスタンプが付与される。契約の締結は、電子契約事業者のクラウドを利用するため、受注者は契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。立会人型電子契約の利用に係る費用負担は生じない。なお、電子契約の利用について承諾がない場合は、従来どおり紙の契約書により契約を締結する。
- ケ この企画提案競技に係る一連の手続及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

12 問合せ先・質問事項及び企画提案書等の提出先

埼玉県 県民生活部 国際課 多文化共生担当

住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3－15－1

電子メール：a2705-03@pref.saitama.lg.jp

電 話：048-830-2717